

## 第4号議案

経過措置に係る申告書の確認結果と管理対象となる計画について

(案)

送配電等業務指針附則第4条に準じて、対象事業者に「経過措置の利用状況等に係る申告書」の提出を求めたところ、提出のあった経過措置銘柄のうち、126銘柄について経過措置として利用状況等の確認が完了し、経過措置の導入趣旨に適合していると認められるため、業務規程附則第3条に準じて、経過措置計画として管理し、別紙3により本機関ウェブサイトにて公表する。

以上

### 【添付資料】

別紙1：経過措置に係る申告書の提出状況および確認結果

別紙2：経過措置計画一覧

別紙3：ウェブサイト公表文

## 経過措置に係る申告書の確認結果と管理対象となる計画について

当機関は、間接オークション導入後版の送配電等業務指針附則第4条に準じて、提出された「経過措置の利用状況等に係る申告書」について、申告内容を確認しました。

当該申告書が提出された計画について、経過措置として条件を満たすことを認めたため、間接オークション導入後版の業務規程附則第3条に準じて、経過措置計画として管理する計画を決定しましたのでお知らせします。

### 1. 管理対象の計画

・31事業者、126銘柄

※経過措置の利用状況等に係る申告書を提出した事業者の内、供給先未定の銘柄については、管理対象とはしておりません。供給先が確定し、申告書の変更届出を受理し審査の後、管理対象とします。

### 2. 今後の対応

#### 主なスケジュール

- ・2018年9月18日午前10時:経過措置計画の受付開始
- ・2018年9月29日午前12時:10月1日分 経過措置計画の提出締切
- ・2018年9月29日15時:10月1日分 経過措置可否判定
- ・2018年9月30日午前10時:10月1日分 スポット市場取引
- ・2018年9月30日午前12時:10月1日分 発電販売計画/需要調達計画の提出締切

※詳細については、「[間接オークション開始に伴う計画提出等の留意事項について](#)」(2018年8月8日公表)を参照ください。

#### 経過措置計画に関する注意事項

【連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会(第2回)資料抜粋】

- ・経過措置計画の更新は、最新の計画値から減少させる場合のみ受け付けます。
- ・受電者側の約定量が経過措置未満の場合は、JEPXから事業者へ補填する側の精算は行われません。
- ・送電者側の入札量が、正当な理由なく経過措置未満の場合は、経過措置を停止する等の措置を取ります。

※経過措置の契約に対応する市場取引は、経過措置用のJEPXユーザで入札が必要となります。詳細については、「一般社団法人 日本卸電力取引所」にお問い合わせください。

一般財団法人 日本卸電力取引所問い合わせ窓口

電話: 03-5765-5477

メールアドレス: [to-i-a-wa-se@jepx.org](mailto:to-i-a-wa-se@jepx.org)

### 3. 参考リンク

- [経過措置計画の利用状況等に係る申告書の提出について](#) (2018年5月30日公表)
- [間接オークション導入における経過措置に関するお知らせ](#) (2018年5月7日公表)
- [連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会\(第2回\)資料](#) (2017年12月20日・25日実施)
- [連系線利用における間接オークション導入に関する事業者向け説明会\(第1回\)資料](#) (2017年6月14日実施)

### お問い合わせ

電力広域的運営推進機関 計画受付問い合わせ窓口

メールアドレス: [keikaku-uketsuke@occto.or.jp](mailto:keikaku-uketsuke@occto.or.jp)